# 令和6年第4回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和6年12月3日(火曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 秦野 仁美2番 宮坂 幸夫3番 小野沢常裕4番 今井 健児5番 芝間 教男6番 中村 茂弘7番 村松 浩喜8番 森澤 文王9番 村田 桂子10番 榎本 真弓11番 今井 英昭12番 今井 清

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 今井一行 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場厚子 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 櫻井千佳

庶務係長 田口 仁

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名 議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子
- 1. 会議録署名議員の指名

3番 小野沢常裕

4番 今井 健児

散会 午前11時11分

議長(今井 清君) おはようございます。本日から12月定例会が始まります。議員各位にお かれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、本定例会におけるマスクの着用につきましては、各自にお任せをいたします。 本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨 拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。 なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますの で、ご承知おきお願いします。

ただいまから令和6年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから本日12月3日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長(今井 清君) 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則125条の規定によって、3番議員、小野沢常裕議員、 4番議員、今井健児議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長(今井 清君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

## 〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番(榎本真弓君) おはようございます。議会運営委員長の榎本真弓です。会期の検討結果についてご報告いたします。

会期につきましては、11月19日、議会運営委員会を開催し、令和6年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長(今井 清君) お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの10

日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長(今井 清君) 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長(両角正芳君)** おはようございます。本日ここに、令和6年第4回立科町議会定例会を 招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に新聞報道等でご存じかと思いますが、本年11月19日の深夜、地域おこし協力隊員が飲酒状態で運転し、自損事故を引き起こすという事案が発生しました。公務員の倫理が問われる中、また、飲酒運転の根絶に率先して取り組むべき職員が、このような事態を招いたことは遺憾であり、町民皆様に深くおわび申し上げます。現在、処分検討中ですが、厳正に対処してまいります。今後も飲酒運転の根絶に向けて真摯に取り組みますとともに、町民皆様の信頼回復に全力であたってまいる所存であります。

さて、師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。本年を振り返りますと、 年明け早々、日本列島に激震が走りました。1月1日、最大震度7を記録した能登半 島地震が発生し、400人以上が犠牲となり、全壊家屋も4,000棟以上に上るなど、甚大 な被害に見舞われました。ようやく被災地皆様が復旧・復興に向け動き出した矢先、 追い打ちをかけるように令和6年9月能登半島豪雨が襲い、二重苦の被害を受けた能 登半島の皆様の苦しみはいかばかりかと推察申し上げます。改めて、お亡くなりにな られた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申 し上げる次第であります。一日も早い復旧・復興がかないますよう願ってやみません。 さて、当町では春先、ワイン用ブドウと生食用ブドウが低温凍霜害に見舞われまし た。また、昨年低温凍霜害に見舞われたりんごが、今年はカメムシの異常発生によっ て贈答用りんごが不足ぎみと聞いており、近年の異常気象が農作物にも影響が出てい ると感じた次第であります。これから本格的なスキーシーズンとなります。指定管理 者や関係団体とも情報共有しながら受入れ態勢を整え、安心・安全で選ばれるスキー 場として認知されるよう努めてまいります。また、インフルエンザが流行し始めてお ります。うがいや手洗い、マスクの着用など基本的な感染対策に努めていただきたく お願いを申し上げます。

国政においては、さきの衆議院選挙結果により与党が過半数割れとなり、一部野党との政策協議が始まっております。アメリカ合衆国では、11月に大統領選挙が行われ、トランプ氏が勝利し次期大統領に就任することとなりました。日本にとって、同盟国アメリカの動向に注目が集まるところであります。また、大リーグ、ドジャースに移籍した大谷翔平選手の異次元の活躍に対し、野球に関心があるなしにかかわらず、全世代の皆さんに愛され尊敬されるスーパースターの来シーズンの二刀流復活に期待が

高まるばかりであります。

景気動向に目を向けますと、11月3日の信濃毎日新聞社連盟の日本世論調査会がまとめた「暮らしと経済」に関する全国郵送世論調査によると、今の景気が悪くなっていると答えた人が「どちらかといえば」を含め、79%に達した。物価高が家計に打撃を及ぼす中で、光熱費や食費の上限抑制を求める声が聞かれたとのこと。賃上げは続かないとの予測が68%に上り、物価と賃金がともに上がる好循環を描く政府、日銀と世論との距離感があるとも言われています。立科町では、既に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を活用して、定額減税調整給付金事業を進めてまいりました。また、12月末までたてしな応援商品券配布事業を実施をしております。なお、政府は11月29日、総合経済対策の柱の裏づけとなる2024年度補正予算案を閣議決定。日本・地域経済の成長、物価高の克服、国民の安全・安心の確保の3本の柱を立て、特に物価高克服では、自治体の施策を進める重点支援交付金、住民税非課税の低所得世帯向け給付金、電気・ガス料金の補助再開やガソリン代の抑制策などが盛られ、開会中の臨時国会に提出し、年内の成立を目指すと報道がされております。当町では、今後とも国や県の動向を注視しながら、末端行政としてでき得る支援を推し進めてまいります。

次に、9月定例議会以降の主な動きについて申し上げます。10月12日から7日間の日程で、姉妹都市提携から50周年の節目を迎えた、アメリカ合衆国のオレゴン市へホームステイの中学生5名を含む総勢10名が訪問し、市長、姉妹都市委員長はじめ関係皆様方と交流を深め、今後も友好関係を発展していくことを確認してまいりました。移住定住促進住宅、いわゆる町営住宅建設につきましては、設計関係等が終了し、現在、工事発注に向けた準備を進めており、令和7年度中の完成を目指しております。また、令和7年度を初年度とする第6次立科町総合計画の策定につきましては、11月1日に総合計画審議会からの答申を受け、今議会定例会で基本構想をお諮りし、ご承認いただくことで計画の策定を終了したいと考えております。この計画では、町が目指す将来像を「人と自然が輝く町」としており、第3次長期振興計画から継承されている将来像であります。人口減少、少子高齢化対策など多くの課題解決に取り組みながら、「人と自然が輝く町」を目指し、「住んでよし」「訪れてよし」と思えるまちづくりを推し進めてまいります。

さて、12月は令和7年度の当初予算編成期であります。先月15日の予算編成会議に おいて、編成方針を示したところであります。

7年度に私が掲げた重点指針に基づく主要施策について申し上げます。

指針1「住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり」の1つ目は、昨年に引き続き移住促進住宅、昨年といいますか6年度に引き続き、移住促進住宅(町営住宅の建設)と空き家の整備・活用及び住宅団地造成地の販売促進。2つ目は、妊娠・出産から子育てに至る切れ目のない支援。3つ目は、地域公共交通の確保と維持。4つ目

は、蓼科高校の存続発展への支援強化であります。

指針2「安心・安全で暮らしやすい町づくり」の1つ目は、中央公民館及び周辺施設の整備方針を示す。2つ目は、健康長寿への取組と地域福祉の充実。3つ目は、たてしなびの有効活用とDXの推進。4つ目は、計画的なインフラ整備・更新により安心した生活環境を整える。5つ目は、自然災害に備えた地域防災活動支援。6つ目は、生ごみの減量化を引き続き進めてまいります。

指針3「地域資源を活かした町づくり」の1つ目は、仮称:立科町振興公社設立、いわゆるテレワーク事業の運営強化。2つ目は、索道事業の整備・更新と魅力ある観光地の構築。3つ目は、持続可能な農業振興、特に所得向上と有害鳥獣対策。4つ目は、温泉館に木質バイオマスボイラー導入。5つ目は、森林資源の整備と活用を図る。これは、町有林木材の有効活用と里山の計画的な整備であります。

以上が7年度の重点指針に基づく主要施策であります。

続いて、7年度の財政見通しについて概略申し上げます。

歳入関係では、町税をはじめ全体として大幅な増が見込めない一方で、歳出では、 高齢化の進展に伴う扶助費や医療・介護等の社会保障分野の繰り出しが増加傾向にあ るほか、各公共施設の老朽化や防災・減災への対応、デジタル化の推進等といった諸 課題に係る経費の増加が見込まれます。公共施設の大規模整備等も控えており、限ら れた財源の中で、選択と集中により事業の重点化を徹底し、様々な視点から町の魅力 ある資源を最大限に活用するとともに、補助事業の積極的な活用や有利な起債事業が ないか、常に情報収集しながら歳出抑制に努めてまいります。

当町では、「寝たきりゼロ」のまちづくりを目指して、町民の歩き方を改善し転倒 リスクを減らす介護予防ドクター事業を実施するに当たり、センサー開発のマイクロ ストーン株式会社、立科町、蓼科高等学校の3者による産官学協定調印式を先月、町 役場内で行いました。今後は、町民全体を対象に歩行計測及び矯正指導等を実施し、 健康長寿と介護保険料抑制につなげてまいります。

また、異常気象に起因する果樹等の農作物被害が続いております。改めて、地球温暖化対策(CO<sub>2</sub>削減)を加速させる必要性を強く感じた次第であります。

今後とも、安心・安全で持続可能なまちづくり実現に向け邁進してまいりますので、 町民皆様、議会皆様方のご理解・ご協力を切にお願いを申し上げ、私からの招集の挨 拶とさせていただきます。

続いて、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

9月16日には、敬老の日の式典を12名のご長寿の皆様をお迎えして開催し、9月24日には、今年度100歳をお迎えになられる皆様を訪問し、それぞれご本人、ご家族に対してご長寿のお祝いを申し上げました。今年度、100歳をお迎えの方は4名、99歳をお迎えの方は9名、88歳をお迎えの方は37名であります。ますますお元気でご活躍

されますことをご祈念するものであります。

9月19日、全国中山間地域振興対策協議会関東支部研修会が立科町を会場に開催され、現地視察や意見交換を行いました。

10月12日から18日までの7日間、5人の中学生、議長とともに、姉妹都市提携から50周年を迎えたオレゴン市を訪問しました。オレゴン市デニス市長、ベス姉妹都市委員長ほか関係者の皆様方と交流し、50年の歴史を振り返りつつ、今後も友好関係を発展していくことを確認してまいりました。

11月15日、令和7年度の当初予算編成会議を開催し、予算編成方針及び重点指針に基づく主要施策等について、各課等に指示をいたしました。

11月16日、佐久広域連合のFMラジオ番組を活用した佐久地域PR事業として、道の駅「女神の里たてしな」からコミュニティFM放送「あの頃青春グラフィティ」の公開生放送に出演し、立科町の魅力と佐久地域の魅力のPRを行いました。

11月20日、東京渋谷のNHKホールにて開催の全国町村長大会に出席し、人口減少 社会に立ち向かい、持続可能な地域社会をつくり上げていくために全力を尽くしてい く旨の緊急宣言に始まり、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急 決議、少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別決議のほか、町村が抱えた各 種課題解決に向けた各種要望事項を決議いたしました。

11月22日、歩き方の改善により転倒のリスクを減らし、「寝たきりゼロの町」を目指す介護予防ドクター事業について、マイクロストーン株式会社、蓼科高校、立科町の産官学連携協定の調印式を行いました。

11月23日には、都市農村交流施設改修工事竣工祝賀会及び第23回蓼科農ん喜村収穫祭開会式に出席し、挨拶及びテープカットを行いました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提出しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、条例一部改正2件、総合計画基本構想の策定1件、公の施設の指定管理者の指定2件、令和6年度補正予算3件です。

初めに、承認第10号 専決処分の承認を求めることにつきましては、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費及び収入を、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月2日付で専決処分をし、その承認を求めるものです。

議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、長野県 人事委員会の勧告に基づき、一般職、特別職、任期付職員、議会議員、会計年度任用 職員の賞与・給与等について、県に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する ものであります。

議案第58号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う 固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、この条例の施行日の延 長に合わせ、課税免除期間を延長するものです。

議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定については、令和7年度から令和16年度を計画期間とする総合計画の基本構想の議決を求めるものであります。

議案第60号及び61号は、索道事業及び女神湖センターの指定管理者の指定について 議決を求めるものであります。

議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定 予算に歳入歳出それぞれ6,394万1,000円を追加し、総額を59億6,413万7,000円とする ものです。

主な内容は、歳入では、補助事業の交付決定等に伴う補助金等の計上、ふるさと寄附金の増額などが主なものです。歳出では、県の人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正、公用車更新費用、ふるさと寄附金の増額に伴う返礼品代の増額、生食用ブドウ振興事業、りんご腐乱病対策特別補助金の計上などが主なものであります。

議案第63号及び議案第64号は、令和6年度公営企業会計補正予算ですが、給与改定 に伴う所要の改正が主なものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決 いただきたく、お願いを申し上げます。

以上であります。

# ◎日程第4 議会諸報告

議長(今井 清君) 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって 報告といたします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

**4番(今井健児君)** 4番、今井健児です。それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月30日、所管課から令和6年度事業進捗状況等の説明を受け、会議を行いました。以上です。

- 議長(今井 清君) 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。
- **5番(芝間教男君)** 社会文教建設常任委員会としては、特に報告する案件はございません。 以上です。
- 議長(今井 清君) これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第10号

議長(今井 清君) 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6年度立科町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

## 〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長(今井一行君) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度立 科町一般会計補正予算(第3号))について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度立科町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ900万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ59億19万6,000円とするものであ ります。

令和6年10月2日に専決処分いたしました。

この補正予算は、10月27日に執行された衆議院議員総選挙の執行に係る予算であります。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、16款県支出金3項委託金1目総務費委託金に、衆議院議員選挙委託金として900万円を計上いたしました。

5ページは歳出でございます。

2 款総務費 4 項選挙費 7 目衆議院議員選挙費に、選挙委託金の範囲内で過去の選挙 経費を参考に、必要な経費をそれぞれ予算計上してございます。

7ページからは給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ ます。

議長(今井 清君) これから承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度立科町一般会計補正予算(第3号))の質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) ただいまの課長の説明によりまして、これは予算を盛ったということなんですが、実際には執行されたわけですけれども、その関係、ちょっと教えていただけますか。先に、この予算の執行を専決処分したのはいつなのかということをお願いします。

議長(今井 清君) 今井総務課長。

**総務課長(今井一行君)** 先ほどご説明いたしましたが、10月2日付の専決処分であります。 以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第57号~日程第7 議案第58号

議長(今井 清君) 日程第6 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について及び日程第7 議案第58号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

# 〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

- **総務課長(今井一行君)** 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。
  - 一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。 本日提出、立科町長。

この条例は、今年度の地方公務員の給与等について、人事院勧告に伴う国家公務員 の給与改定内容や地域の民間従業員等の給与等の均衡を考慮し、長野県人事委員会が 勧告した内容に基づき改正を行うものであります。

改正の主な内容は、県人事委員会勧告により、職員、特別職及び議会議員に対する 賞与の年間給与月数の引上げ、一般職の職員及び会計年度任用職員に適用される給料 表の増額改定、一般職の職員の寒冷地手当、扶養手当の改正などであります。

本条例において、それぞれ影響する条例の一部改正を行いました。

議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第16条の6の改正は、字句の整理をするものであります。

第18条の改正は通勤手当の、第24条の改正は宿日直手当の支給に関する規定をそれぞれ整理するものです。

第27条の改正は、期末手当の支給月数を一般職は0.05月、再任用職員は0.025月、 それぞれ引上げ、第30条の改正は、勤勉手当の支給月数を一般職は0.05月、再任用職 員は0.025月、それぞれ引上げとなります。

第33条の改正は、寒冷地手当の改正で、扶養親族のある世帯主2,000円、扶養親族

のない世帯主1,200円、その他の職員840円をそれぞれ支給月額を引き上げるものです。 別表の改正は、給料表の改正で、行政職給料表(一表)と医療職給料表(三表)を 勧告に基づき改正するものです。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

第2条及び第3条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、 第2条は、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、第3条で来年度以降分の支給月数 を調整するものであります。

第4条及び第5条は、立科町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正で、第4条の改正規定中、第6条の改正は、任期付職員の支給月額を引き上げるもの、第7条の改正は、字句の整理と期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、第5条で来年度以降の支給月数を調整するものであります。

第6条及び第7条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第6条は期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、第7条で来年度以降分の支給月数を調整するものであります。

第8条は、立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

別表の改正として、会計年度任用職員に適用している行政職、医療職及び教育職の 給料表について、勧告に基づき増額改定を行います。

12ページ、お願いいたします。

附則1で、施行期日は公布の日からとし、来年度以降分を規定した第3条、第5条、第7条の規定については、令和7年4月1日からの施行と定めます。

附則2では、本年12月1日を基準日として支給する賞与の改正規定については、本年11月30日に、第1条に規定する一般職の職員の寒冷地手当の規定、給料表及び第8条に規定する会計年度任用職員に適用する給料表の改定は、本年4月1日に遡り、それぞれ適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第58号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用 に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案 理由を説明申し上げます。

立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の 課税免除に関する条例を別紙のとおり改正する。

本日提出、立科町長。

この条例は、立科町過疎地域持続的発展計画に定められた業種、これは、製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業となりますが、これらの用に供する設備を取得した場合の当該設備に係る固定資産税の課税免除の期間を2か年から3か年

に改めるものであります。

公布の日から施行いたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第59号

議長(今井 清君) 日程第8 議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定について を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

# 〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長(竹重和明君)** 議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定について、提案 理由の説明を申し上げます。

立科町総合計画基本構想の議会の議決に関する条例第3条の規定に基づき、第6次 立科町総合計画基本構想を次のように策定する。

本日提出、立科町長。

第6次立科町総合計画につきましては、アンケート形式の住民意識調査の実施、前計画の評価、分野別の策定部会、計画策定委員会を経て計画案を策定し、町長より立 科町総合計画審議会に諮問を申し上げ、審議会において3回にわたり慎重に審議いただき、11月1日に答申をいただきました。

第6次立科町総合計画は、10年間の基本構想、5年間の前期基本計画で構成されて おりますが、条例により議会の議決が必要な基本構想についてご提案させていただき、 説明を申し上げます。

2枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

この基本構想は、町の目指す将来像と人口減少抑制戦略を掲げ、その実現のため施 策の基本的な方向性など町政の指針を示すものであります。

目指す将来像は、第3次の長期振興計画から継承しており、町民の皆さんにも親し みのある「人と自然が輝く町」を第6次でも継承してまいります。

また、人口減少抑制戦略として、「人×対話×地域資源の力で"住んでよし・訪れてよし"の未来につなぐまちをつくる」としていきます。協働のまちづくりを実践し、新しい人の流れを、より確かで継続的なものにしていくため、関係する多様な人々が対話を重ねながら、様々な視点から地域資源を磨き、デジタル技術等を活用するなど、新たな発想でまちづくりを進めていくことにより、下から3行目になりますが、「基幹産業である製造業・観光業・農業の振興を軸として、子育て・教育・文化、医療・福祉、コミュニティなどのポテンシャルを活かすことで町の活力を高め、人口減少を速度を抑えながら、持続可能で魅力のある「住んでよし」「訪れてよし」の町

をつくること」を目指すものでございます。

2ページでは、政策体系として、将来像の実現を目指して、7つの分野別基本目標を設定し、より効率的・効果的に計画行政を推進するため、立科町総合戦略と一体化して策定しております。

基本目標1は、安心して子育でができ こどもが健やかに育つまちづくり。基本目標2、生涯にわたって学び成長できるまちづくり。基本目標3、誰もが健康で生きがいを感じて暮らせるまちづくり。基本目標4、地域資源と人材が価値を生み出す産業のまちづくり。基本目標5、快適で暮らしやすい生活環境を整えるまちづくり。基本目標6、コミュニティが支える安心感と魅力のあるまちづくり。最後に、基本構想7、未来につなぐ効果的・効率的な行政運営であります。

次に、3、4ページでは、新たな取組として、それぞれの基本目標ごとに持続可能な開発目標 SDG s と関連づけ、基本目標の方向性を示すとともに、SDG s の推進を図るものであります。

5ページは、人口目標を掲げております。

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでおり、都市圏でも人口減少が本格化しております。

当町においても、想定以上に人口の減少速度が早くなっていることから、最新の社 人研推計を現実的な推計と捉えて、本計画の目標年次後の令和7年度に5,350人を確 保することを目標としております。

具体的には、転入者と転出者の差である社会増減で、毎年3人の増を見込むものであります。従来から取り組んできた政策及び各種施策に加え、本計画に掲げる重点事業に取り組むことで人口減少を抑え、目標の達成を目指してまいります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上 げます。

◎日程第9 議案第60号~日程第11 議案第62号

議長(今井 清君) 日程第9 議案第60号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について(女神湖センターについて)から、日程第11 議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第4号)についてまでの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

#### 〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

**総務課長(今井一行君)** 議案第60号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について(女神湖センターについて)の提案理由の説明を申し上げます。

立科町公の施設に係る指定管理者を別紙のとおり指定する。

本日提出、立科町長。

裏面をお願いいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

施設の名称は、女神湖センター。

指定管理者の名称等、白樺高原観光事業協同組合、代表者、住所は議案書のとおりです。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

女神湖センターの運営につきましては、令和3年4月から同法人が指定管理者として管理を行っておりますが、今年度末、指定期間が満了となることに伴い、指定管理者候補団体選定委員会の審査、答申を経て、施設の有効活用の実績等から引き続き同法人を指定管理者として指定するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第61号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について(索道事業について)の提案理由の説明を申し上げます。

立科町公の施設に係る指定管理者を別紙のとおり指定する。

本日提出、立科町長。

裏面をお願いいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

施設の名称、白樺高原国際スキー場、しらかば2in1スキー場、御泉水自然園です。 指定管理者の名称等、しらかば高原株式会社、代表者、住所は議案書のとおりです。 指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

索道事業の運営につきましては、令和2年11月から指定管理者制度を導入し、樫山スノーテック株式会社が指定管理者として管理運営を行っております。今年度、指定期間が満了することに伴い、指定管理者候補団体選定委員会の審査、答申を経て、同法人と受委託契約を結び、索道の運行管理、施設の保守管理を担ってきたしらかば高原株式会社を指定管理者として指定するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の 説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度立科町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,394万1,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を59億6,413万7,000円とするものです。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。 本日提出、立科町長。 2ページから4ページまでは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出です。

5ページは、「第2表 地方債補正」で、追加分については、現年補助災害復旧事業で、限度額は800万円、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4%以内、ただし書がございます。

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更につきましては、緊急自然災害防止対策事業の限度額を950万円増額し、1億3,120万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

6ページ及び7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

8ページからは、歳入となります。

13款分担金及び負担金1項負担金3目土木費負担金は、37万円を寄附金に科目替えするものです。

10目災害復旧費負担金は、災害復旧に係る受益者負担金の5万5,000円の計上です。 15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付支援 支払等システム改修事業、補助率2分の1として12万3,000円の計上であります。

6目教育費国庫補助金は、小学校及び中学校のネットワークアセスメント事業、補助率3分の1として、それぞれ27万1,000円の計上です。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、第2園庭の芝生化工事に対し、 補助率2分の1で77万円の計上です。

8目災害復旧費県補助金は、8月4日発生の豪雨災害による農地復旧事業費補助金 95万円を計上するものです。

18款寄附金1項寄附金1目総務費寄附金は、ふるさと寄附金の寄附額の増により 5,000万円の増額、8目土木費寄附金は、負担金からの科目替えで37万円の計上です。 21款諸収入4項1目雑入は、町有建物、公用車の共済受入金120万1,000円の計上です。

22款1項町債4目農林水産業債は、緊急自然災害防止対策事業債950万円の増額、9目災害復旧債は、8月豪雨災害復旧事業に係る現年補助災害復旧費80万円の計上です。

10ページをお願いいたします。歳出となります。

まず、今年度の給与改定に伴い、1節報酬、2節給料、3節職員手当、4節共済費等人件費につきましては、関係する各科目において所要の補正を行い、その他職員の 異動等による調整を行っております。

- 1款議会費は、人件費の補正のみであります。
- 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人件費の補正です。

3目財産管理費は、公用車の更新費用470万6,000円を計上いたしました。これは、 議長車ともして使用しておりましたプリウスが事故により全損となったため、廃車と し、町長車を更新の上、現町長車を議長優先車両とするものであります。

5目企画費は、振興公社設立に要する費用として、合計62万5,000円を計上いたしました。

8目情報化推進費は、データセンターサービス利用料金改定に伴う基幹系システム 共同化負担金65万6,000円を増額補正するものです。

12ページにかけまして、9目ふるさと寄附金事業経費は、人件費の補正のほか、寄 附の実績により記念品代1,700万円、サイト使用料990万円など、総額2,779万4,000円 を増額補正するものです。

2項徴税費癩癩1項徴税総務費については、人件費の補正のみとなります癩癩すみません、3項の戸籍住民基本台帳費までは、人件費の補正のみであります。

14ページをお願いいたします。

7項コミュニティ費、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、人件費の 補正のみとなります。

2 目障害者福祉費は、障害者自立支援給付費審査支払等システム改修費として24万 8,000円を計上するものです。

16ページをお願いします。

2項児童福祉費2目子育て支援費は、人件費の補正のみです。

3 目保育所費は、人件費の補正のほか、電気料の不足見込みにより光熱水費15万円、 遠距離通園費補助金の不足見込みにより9万8,000円の増額補正です。

17ページ、3項高齢者福祉費、18ページ、4款衛生費1項保健衛生費は、人件費の補正のみとなります。

19ページをお願いします。

2項清掃費は、人件費の補正のほか、じんかい収集車等の修繕費の不足見込みにより140万円の増額補正です。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は、人件費の補正のみです。

20ページをお願いいたします。

3 目農業振興費は、鹿の捕獲等数を100頭増見込み130万円、新品種・新技術実証試験補助金を取組農家1者、116万2,000円を計上、りんご腐乱病蔓延防止のため、果樹難病対策補助金250万円を計上いたしました。

2項林業費3目森林造成事業費は、来年度皆伐を予定している美和石地籍の測量設計業務を先行して実施するため、委託料に27万5,000円の計上です。

21ページ、3項土地改良費1目土地改良事業費負担金3万円の計上は、農地災害復旧事業実施に伴う長土連への負担金の増額です。

6款1項商工費1目商工総務費は、人件費の補正のみとなります。

2目商工振興費補助金は、物価高騰を原因とする資金需要が増加したため、信用保証料600万円の増額補正です。

7款土木費1項土木管理費は、人件費補正のみであります。

22ページ、2項道路橋梁費は、町道の損傷箇所の増や、労務費、資材等の高騰等により修繕料1,000万円の増額、補修用原材料費27万3,000円の増額補正です。

23ページ、5目国庫補助道路整備事業費は、橋梁長寿命化修繕工事5橋分の増加見込みで、工事請負費3,413万7,000円の増額補正です。

4項住宅費1目住宅管理費は、人件費の補正のほか、修繕の頻発により修繕料120 万円の増額補正です。

24ページ、5項下水道事業費26万1,000円は、給与改定に伴う下水道事業会計への 補助金の増額補正です。

8 款消防費 1 項消防費 4 目防災費は、防犯灯の修繕料が不足するため、73万3,000 円の増額補正です。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、人件費の補正のみとなります。

26ページ、2項小学校費1目学校管理費は、人件費の補正のほか、ネットワークアセスメント業務委託料81万4,000円の計上、3目学校給食費は、人件費の補正です。

3項中学校費1目学校管理費は、人件費の補正のほか、ネットワークアセスメント 業務委託料81万4,000円の計上、3目学校給食費は、人件費の補正のみです。

4項社会教育費2目公民館費は、人件費の補正のみとなります。

28ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費1目農業災害復旧費は、8月豪雨災害への復旧に係る測量設計業務委託料27万5,000円、工事請負費100万円、農地等災害復旧事業補助金20万円、11月豪雨による農地等災害復旧事業補助金96万円、令和4年度に復旧した水路のさらに下流の整備が必要となり、工事請負費に950万円の計上など、総額1,193万5,000円の計上です。

歳入歳出の差額8,702万6,000円は、12款予備費で調整し、予備費は2億423万4,000円といたします。

30ページ以降は給与費明細書となりますので、ご確認ください。

以上癩癩5ページをお願いいたします。

起債の追加の部分で、私、800万と申し上げたようですが、80万円です。ご訂正をお願いいたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げ ます。

◎日程第12 議案第63号~日程第13 議案第64号

議長(今井 清君) 日程第12 議案第63号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算(第

2号)について及び日程第13 議案第64号 令和6年度立科町下水道事業会計補正予 算(第1号)についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

## 〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長(篠原英男君) 議案第63号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算(第 2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた 収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款水道事業費用第1項営業費用について、80万1,000円増額し、2億6,530万5,000円とし、第4項予備費を80万1,000円減額し、1,597万6,000円といたします。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億348万2,000円を1億1,410万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第4款資本的支出第1項建設改良費について、1,062万6,000円増額し、1億1,542万9,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2,733万円を2,832万7,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

3ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第2款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費では、県人事委員会勧告に伴う給与費等の増額及び、町村総合事務組合負担金率改定による負担金の減額で、4万3,000円の減額。4目総係費では、県人事委員会勧告に伴う給与費等の増額、町村総合事務組合負担金率改定による負担金の減額及び郵送料の値上げによる増額で、84万4,000円の増額。

4ページをご覧ください。

4項予備費について、80万1,000円の減額です。

資本的支出ですが、第4款資本的支出1項建設改良費2目配水施設改良費では、六地蔵橋橋梁長寿命化修繕工事に伴い、水道管を全部撤去しなければならないため仮設配管を設置しますが、基礎の規模及び仮設橋の使用を見直すための工事費として、合計で1,062万6,000円の増額です。

5ページは、令和6年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

6ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願 い申し上げます。

議案第64号 令和6年度立科町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案 理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益第2項営業外収益について、26万1,000円増額し、 2億9,236万7,000円といたします。

支出では、第2款下水道事業費用第1項営業費用について、26万1,000円増額し、 4億2,707万8,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費1,435万7,000円を1,512万3,000円に改めます。

他会計からの補助金。第4条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億3,938万7,000円を2億3,964万8,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金では、 歳入歳出調整による26万1,000円の増額です。

収益的支出ですが、第2款下水道事業費用1項営業費用について、6目総係費では、 県人事委員会勧告による給与費等及び町村総合事務組合負担金率改定による負担金の 減額で、26万1,000円の増額です。

3ページは、令和6年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

4ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い 申し上げます。

◎日程第14 陳情第6号~日程第17 陳情第9号

議長(今井 清君) 日程第14 陳情第6号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書から、日程第17 陳情第9号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書までの4件は、11月15日までに受付をいたしました。

上程をいたしましたが、ご意見をお持ちの方は質疑の際に願います。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、この後、11時25分より広報広聴委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

(午前11時11分 散会)